

完道 町屋敷の図 (1820後か)

木幡家文書より

「湖と歴史に学ぶ町」というテーマを揚げ、まちづくりを進めている宍道町にとって、「宿場町宍

道」の解明はまず取り組まなくてはならない課題でした。

今回のふるさと文庫は宍道地区に残る近世からの町並み、古文書、その他の史料から浮かび上が

てきた「近世(宍道)宿」の実像を紹介するものです。 ところで、私たちは「宿場町宍道」=「本陣や宿屋によって成り立った町」というイメージをもち

がちですが、調査を進める中で、近世の宍道はむしろ「交通運輸全般によって支えられた町」という

実態が明らかになりつつあります。

世の山陰道)と本陣」、「山陰本線、木次線と宍道駅」「高速自動車道と宍道インターチェンジ・ジャ てくれるものでした。 という宿命によって、住む人の好むと好まざるに関わらず動かされ続けているのだと改めて認識させ ンクション」という歴史的関係と相まって、宍道の町は昔も今もその立地に由来する「幹道の通る町」 このことは「古代の山陰道と宍道駅」、「中世の湖上交通路と北津、中津などの港」、「殿さん道(近

は心より感謝申しあげます。 本書の作成にあたり、長年収集してこられた史料をもとに快くご執筆いただきました石富寅芳氏に

宍道町教育委員会

木綿荷と完道駅馬と一荷送りさまざま完道木綿市御免の願い	5.町の景観から	年、地銭御検地帳 昔を残す町並み形態 4.地銭御検地帳	その二 完 道 の 宿 場 は 新しい街区の誕生 聞き書き昭和一けた 折込 宍道市街部の図 3.変わりゆく街区	2. 本陣と小路	1.往還道沿いその一 町 並 み を み る 「宍道の町並みスケッチ」 も く じ
27	16	10	5	3	1

附 意宇郡完道町地銭御検地帳	参考・引用文献 ほか	近世型交通からの再生	12. 御一新の中で	「宍道」湖を推理する	宍道の町は中世に原形 町場の成立はいつ?	11. 町並みの記録から	その四 近 世 か ら 近 代 へ	尼子合戦以来のこと	10. 雄志のかげに	諸國御関所御番衆中 佐渡屋諸國客船帳	9. 風に乗って	風帆商舶繁多なり	8. 一本の金棒	その三 宍 道 湖 と 町 場	在方町の構成と機能	て、信頼で人の見が田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					はいつ? 公用人馬のつぎ立て					船帳						
			67			56			54		45		39			3



親しまれ愛されてきました。昭和六三年その湖の淡水化計画の中止を決定、美 神さまの国引きによってできたといわれる宍道湖は、むかしから地域の住民に の南畔に成立した宿場町『しんじ』の一側面をこれから紹介したいとおもいま しい景観と湖の役割は末長く児孫にのこされることになりました。この宍道湖

その 町 並 み を 見 る

す。

往還道沿い (巻末の「宍道町部現況と史跡の図」をご覧ください

1



はじめに、今の町並みを歩いてみましょう。

ります。その西方は畑地になっていますが、地名は「一里塚」。江戸時代には一里塚がおかれた場所 さおよそ九〇〇mにわたります。 と推定されます。さらに西へ五○○m進むと道は左右に分岐、左折すると町並みがはじまります。長 ー 本 道は 松江から国道九号線を西に向かっておよそ一六㎞、灘がわに雲南石油スタンドがあ

代まで湖でした。灘がわには亀島社、まもなく山手に元宿屋あと、正定寺、氷川神社、元牛市場、 街区の道幅約六・七m、右手(宍道湖がわ)の約五○m(多少の出入りがある)さきは昭和三○年

湖畔の元北津桟橋あと ています。 両側の建物は今はほとんど二階建て、その中に江戸期の様式を残した建物が点在していま (戦前まで存在)、そして駅通りに出ます。

小橋小路、そして旧本陣屋敷 す。 駅通りを過ぎると造り酒屋 (後述)、 (かつては赤れんが造りの煙突も)、元御茶屋あとと伝えられる場所、 中津桟橋あと(高田屋小路なだ)、倉庫あとなどが見られ、



完道町村絵図 伊志見一里塚から約4㎞東の地

船問屋等が散在したことも伝えられています。街道はおよそ 小川橋を渡ってまもなく、雲南地方との結節点大原街道あれずかけに 本道ですが、 中央部で山手にやや湾曲しています。 廻

山陰道と大原街道分岐点の道標

駅通りはかつての道幅が拡張され

に西進して佐々布川に至り町並みは終わります。 とがのこります。明治二○年代に建設された備後出雲街道のすぐ手前(東寄り)が入り口です。さら

桶干場(今は駐車場)、旅篭 五○mの地点に、水位観測の小塔が残っていますが、ここは昭和街区ができるまで湖中でした。 んを拝礼する小高い丘ものこっています。また、綿打屋、醤油屋、糀屋、舟大工、造り酒屋の前には 山手側の町うらには駄送用の馬が戦後までありました。元牛市場の隣には牛馬の神様大山さ (茶屋あとと推定)、専称寺(真宗)等々がみられます。小川橋の灘約

2. 本陣と小路

七三三年)の建築がそのまま残され往時のおもかげを色濃くただよわせています。これは宿場として ては松江藩主の地方巡見や日御碕等御社参、狩場往来の際の休泊所でありました。 掌 保一八年(一 江戸時代の建築と確認できる建物「本陣遺構」についてふれておきましょう。 いまは『八雲本陣』と名づけてその一部が旅客の宿泊場所となっていますが、

ても一八世紀前半の数少ない事例といえます。昭和四四年に、主屋建物に関係絵図面をあわせ国の重 その後数次の補修を加えて今日に至っています。旧本陣遺構としては主屋等だけですが、町家とし

出雲国内や他国の本陣遺構と比べてみますと、門構えや間取り配置に共通点がいくつか見られます。

要文化財に指定されました。

成立する条件のひとつでもあります。

されています。 ここの本陣の場合は南方へおよそ四〇〇 (当本陣の詳細な機能および宿場町における休泊の状況については別に紹介される機 mの地に別荘があり、今は "木幡山荘" と呼ばれ 一般に公開

木幡家屋敷構之略図 手前が往環道 前棟大

木幡家屋敷構え略図 手前が往還道 前棟大 屋根の部分が指定文化財 その後方に土蔵群 が見られる またうしろは現在旅館となって いる

す。)会がありますので、本稿ではこれまでとしま

今建物等は残らず詳細は不明ですが、現田中医本陣に準じた役目をもつ御茶屋に関しては、

大きないではいいでは、このではいるである。大道の町並みの場合は街道一本の両側に住居紹介されている。)大きないます。(関係記録が宍道町誌にいたと伝えています。(関係記録が宍道町誌に

むね藩費でまかない、

小豆沢家の管理によって

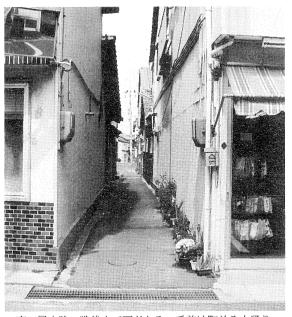
院近辺にあったといわれます。

作事などはおお

計画的に造ったものだろうと推定されます。録に残っている小路もあるので、町立てした時コウヂと呼んでいるようです。三百年も前の記いようだ)がいくつかあります。京近辺ではが並んでいますが、この街道に直交して『小路』

「森小路」「小橋小路」「高田屋小路」「葉山

した。 沿って倉庫が並んだり、 やっとの狭い部分です。来待石を敷きつめた小路も近年まで残っていました。小路によっては通りに 屋小路」などこれまで親しみを込めて呼ばれていました。 せまい路地のむこうにきらめく宍道湖をみつけて心を躍らせるものもありま 道幅はおよそ三尺から五尺、荷を運ぶのに



手前は町並み本通り 高田屋小路一戦後まで石だたみ 奥の白壁あたりに中津の桟橋があった 少し奥に倉庫

変 わ 1) ゆ < 街 区

歩いてきた街道沿い

· の町

3.

す。 昭和三九年水代部分をふくめて宍道湖部分 経営むずかしき所がらにござ候。」と記 ござ候 文書には「完道町の儀は、元来かたや海か 干拓が成り新しい街区の誕生をみたので で湖岸に接していました たや山にて郷中土地あいいたって手狭まに 街区の誕生 一七八三年(およそ二一〇年前) 田 畑 わず 並みは、 かの場所にて: 付図 昭和三〇年代ま 参照)。 苸 の古 Ė

北側 ていますが、 には新しく国道九号線が走っています。 宿願がやっと果され「昭和区」として町の発展を約束することになりました。 町としては、 明治二四年の備後出雲街道 昭 和 (大原 区 $\overline{\mathcal{O}}$

湖が今より南にむけて湾入していたのかも知れないと思われましょう。 街道=旧国道五四号線)の新設、 (表紙参照) いつごろこの字名がつけられたかは不明ですが、 明治初期 (明治一〇年前後か) の村絵図をみますと、町並み西方に「船場」の地名が残ってい 明治末期の鉄道(現JR線) 敷設以来の変容とも言えます。 旧街道より南に位置しますので、



の都市計画街区である

たいと思います。(この項

聞き書きによる

けてきているのではありませんか。 の町は かも、と考えます(古代)。そうだとしたら宍道 よりさらに南方よりの山ぎわに通行道があったの "北進" 政策によってその生命を活かし続

独断のかぎりですが、旧街区

、ます。

昭和一けた 初期の町の景観をメモしておき ついでに今ではみられ ない昭和

ど丸太のままでかなりの重量と思いますが、一人 た。一〇台くらいは数えあげられます。 で荷役しているのを見ました。また、今は全く見 当時車も入っていましたが、 荷馬車もありまし 松用材な

られない人力車があって、人々の求めに応じ引いていました。それに従事していたのは三軒ほどで、

ほかに個人専用のものが二台あったように思います。 宿屋は五、 六軒を数えるくらいです。

行商人等を運んでいるのをみたことがあります。 便受け)専任の人々もいました。 いました。雲南地方から出る酒米や木材が主なものだったようです。灘仲仕といって、 駅前の陸運会社(正式な名称は不明)には仲仕さんが十余名いて鉄道便荷物の揚げおろしに当って 肥料や魚類、 塩がます、木炭、竹類、さつまいも、大根、瓦、 中津桟橋 ほか

(舟



妻入りの家屋 下の図は二階窓 往時は格子



宍道には旅客

他町の経営 運 どなく(汽船は 用の船はほとん

搬船

(荷船

が

け船も当時は 主でした。 帆 ま か

だ五ハイくらい (テント船) あ

三年一一月に御 りました。 昭 和

大礼奉祝記念として宍道小学校では校歌を制定しています(渡邊統一さん作歌)。それには

白帆のどかな 宍道の湖を

望みて立てる 我らの学校

岸辺を洗う 清らな波に

学びて行かん いざいざ我ら

とあり、今も歌いつがれています。

葉山さんのなだあたり、長さ三○mくらい、おもに陸運会社の荷扱い)、中津の桟橋(高田屋なだ、 長さ五〇mくらいで宍道随一、帆船・定期汽船発着、上りに魚市や出店もあり)、加茂分の桟橋(佐

船の停泊場としては、森小路のなだの舟つき場(現一区なだ-荷積み船発着)、北津の桟橋(二区

々布川口西方、長さ二○mくらい、主として砂あげ、遠浅で水泳によく利用)

旅客は定期的に通う(松江-宍道-平田)合同汽船を利用、美保の関参り(土産

かざり篭)、一

畑薬師まいり(土産(粟おこし)など雲南方面からの客も相当ありました。漁労船は今より少なく所

有者は一○余軒くらいだったのではないでしょうか。



昭和30年代まで-・-・-・の上部は湖水でした。今の国道九号は上部湖畔、江戸時代の往還道は中央部横断、そして一千年前にはさらに下部山寄りに道があったのかも知れません。(昭和60年頃の写真)



階下に旧様式をのこしている 家の棟は続いていたようである



小橋小路 左がわは悪水ぬき



この縁台はあげることもできる 京風に言うと「ガッタリ」とか

4 地ち 銭だ 御焼地 長ち

さて、この町はどんな歴史をたどって今日をむかえているのでしょうか。

御 検 地 帳完道町地銭

ここにひとつの綴じ物があります。名は「意宇郡完道町地銭御検地帳」、あわせて

は秋田す いかるかろけができまりいるは 等をはお随き方式人など方方 けるを大方をなる

本文を見ると 裏口五間 裏口一三間四尺 表口一三間五尺 入一七間 表口五間半 入一三間半 (奥行きのこと) 此の歩一八六歩 此の歩八九歩 中 十左衛門 五右衛門 略) (一軒分) (一軒分)

地銭屋敷は七一軒 ほか二軒 此の地銭は銀一一七匁六分二厘 此の上畑(ここでは宅地)一町六反四畝二六歩

(さらに)

などとしています。

ば平田町、横田町、安来町等。今ようの言い方をすれば『租税徴収台帳』とも考えられましょう。屋いらたまり、はこたまら、やすぎまり 敷地の広さに応じて金納による税負担を指示しています。これに対応するものとして村方へは年貢と して主に米を納めることを決めているのが「意宇郡完道村御検地帳」です。元禄一二年ごろは米の生 通常「地銭帳」といっていますが、地銭帳は出雲部で十余町のものが残されているそうです。例え



部分改修 全面建替 すんでいる。

近世・江戸時代は、今の宍道町が次のように七区

分されていました。

完道村 上来海村 佐々布村 東来海村 伊志見村 西来海村

白石村

この内 完道村の一部が "完道町" として町立てし

示も宍道村と宍道町が分けてあったように思います として認めています。戦後しばらくまでは、住居表 てあります。前述したように七三戸を対象に非農家

近世にわたり宍道は「完道」と書いています。 (今は一様に大字宍道となっている)。なお、中・ 発音

は今の通り「シンジ」でした。 現況から推定すると宍道村の範囲は、東は下白石

号線と旧国道の接点近辺に展開することになります。 境界までさらに北は当時の湖岸までとなっていまし 境界まで西は佐々布川右岸まで、南は才谷および坂口 た。宍道町(まち)はこの区域の北側で今の国道五四

を 残す ところで、この『地銭帳』を一つの手がかりとして江戸時代の宍道の町を復原した

のように位置されていたのかは明らかでありません。そこで今一つの資料である嘉永二年に描かれた 地 銭帳は前述した通り、各戸別にその屋敷の広さと所有者を記載していますが、家相互の関係がど 方があります。それは和田嘉宥氏です。しばらくその説を紹介してみましょう。

「町屋敷間数帖図之」と比較しながら元禄期の街区再構成を試みました。

りますが、 三〇軒余。また家並みの処々に「小路」があり悪水貫もみられます。街道はほぼ一直線に記載してあ 両者を比べてみると、往還道を挟んで山手と湖側にそれぞれ屋敷が並んでいます。家数はそれぞれ 明治初期の村町絵図では、やや弓なり状になっています。特に目立つのは山手屋敷はほと

んどが入り(奥行)一七間に対して、一一間~一五間の奥行をもっているのが湖岸側です。町立てが

行なわれた際の環境条件を物語るものかも知れません。

その他いくつかの資料により、地銭屋敷に関する限り元禄一二年(一六九九年)と嘉永二年(一八

四九年)の町並みは基本的に同一形態であることが判明したとされています。この和田氏の研究を読 んで、改めて現在の町並みをみると三百年後の今日も「森小路」(一区西端)「小橋小路」(二区西端

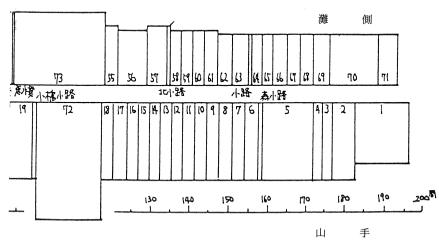
「寺馬場」(専称寺馬場)が記載通り現存し、享保一八年(一七三三年)および文政一三年

○年)にあったという町大火にも拘らず街区の基本構成は変わっていないことが判ります。

地銭を納める町の範囲を今のまちに当ててみると、東は奥村医院のある処 (森小路)

方へ約六○m、西は小川橋

(中津と原津の境界)までとなっています(およそ三六○mの間)。そし 13



和田嘉宥氏論文による

ある示唆を与えるものと考えられましょう。 と段階的に拡張されている」という共通性はの基本構造が継承されている」という共通性はの基本構造が継承されている」という共通性はの基本構造が継承されている」という共通性はの基本構造が継承されている」という共通性はの基本構造が進んでいますが、「歴史的街区(町並み)

示を出してるのがみられます。

松江藩では、

地銭検地について次のような指

14

当

地の対象として石高(米年貢納)が定められて

いたものと思われます。

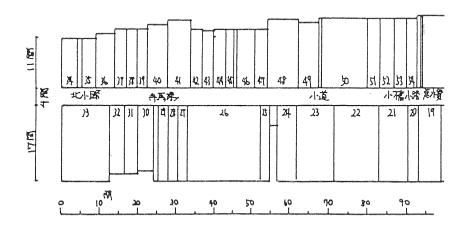
平田・今市・安来等の町場の形成についても

時すでに原津の部分や北津の東方に屋敷が散在

していただろうと推定されますが、これらは検

て灘側

・山手の表通りだけということです。



完道の町並み復原図(元禄12年ごろ)

いと思います。たところで次はその中の暮らしをのぞいてみた

のたつよう賣買のありさま見および次第、地銭の高下これあるべく、大方は間六間を一軒銭の高下これあるべく、大方は間六間を一軒場のを開始を相定むべし。ただし繁昌の所は間口に上ります。 (元禄四年(一六九一年)七月 松江藩出雲国々令 検地にかかわり)

町地銭屋敷、たとえ入(奥行)

十五間または

十七間なりとも見計らい次第に定め、その外

は年貢地たるべし。

さて間口双方うちならし歩にしてその町に市

舟馬

三四 艘疋

部をふくむ)。

宍道

町家数 数



右がわ 町裏のおおむね宍道湖岸線 左がわ もと湖中で今は昭和街区

まず町の大要にふれてみます。資料は十八世紀前半の宍道村万差出帳の中から(町

ただし町の長さ 二〇〇間(地銭対象)

七一軒(村全体一六一軒)

町の幅 四間 (往還道の巾を示す。)

宿屋 四二疋 四軒 (近隣白石、佐々布、 (宿場町としては少ない感じ)

伊志見各村に比べ

馬

特に多い。)

牛 四 疋

桶屋

舟 小鍛冶 三二艘 軒

二艘 艘 穂戸舟

艘

伝渡舟

艀舟 二八艘

(漁舟もこの中に入るだろうか) 渡海舟

一外省略

舟大工

二人

16

また十八世紀後半の万差出帳から。

座 (許可された営業者

室が座 酒場

油座

桶屋 六人 二人

石切

小鍛冶 二軒

大工 上、中、下 三人

漁師 三人

宿屋

一軒

文政元年(一八一八年)の完道町並図によると、 こ屋 打 一軒、髪結い 一軒、かさ屋 大工 三軒、木びき 一軒、あめ屋 一軒、鍛冶屋 一軒、こうじ屋 二軒、針屋 一軒、塩屋

一軒、桶屋

一軒、たば 三軒、綿

二軒、

朝日新聞1993年

「目代」(村の庄屋に当る)なども確認できる。

軒、が記され、「御茶屋」「鉄蔵」「番小屋」「札場」

風間

完画

医師

(宍道町誌による)

時はくだり、文久二年(一八六二年)の完道村有高輪切帳の記

載するところをみましょう。 宍道村として戸数三六○軒余をあげています。およそ一四○年

間経って倍増しています。 町部をとりまく村分の発展がうかがわれるところです。そして、

牛数 五疋、

馬数 四七疋。

これも注目点で、例えば東隣の白石村は

牛数 一九六疋 馬数 七疋



町の中に点在する共同井戸 はねいう 情報交流の場としても利用

せんか。

そして西隣の佐々布村では、

牛数 一五三疋 馬数 五疋

道村の場合は荷送り用として馬を飼育していたと推量できまいうことになります。のちの資料でも分ると思いますが、宍純農村である白石や佐々布でもっと馬数がふえても当り前とったあとはほとんど見られません。農耕用に使ったとすればとなっています。これらを比べてみますと、馬を農耕用に使

町部分に入ると四間が基準であったことが分かります。還道は多少せまい部分があったかも知れませんが二間として報○四二間 横(幅)二間と記します。現宍道区域内の山陰往、 往還道の項には、白石村境より佐々布村境まで 長さ一、

本町(出雲市)などではその事例がみられるようですが、宍道の場合はあまり顕著ではありません。 「近世の市場町」にはその特質の一つとして、市を開く部分だけ道幅を広げることがあげられ今市

文久二年(一、八六二年)の宍道村 米の収穫高 この農地を五グループ(輪)に分けていた 右 山ノ神谷輪 野 築 町 細 この外に などがある 縄 田地 原 後 H 畑地 丰 輪 輪 輪 輪 四一七石五升八合 一五町四反五畝二七歩 新田・山畑・櫨畑・寺社地 九町 四町四反二畝余 五町四反二畝余 四町一反二畝歩 二町五反九畝余 二町四反五畝余 宍道町場をふくむ 三畝二二歩五厘 一雨堤(つつみ) 一人高 往還道 当時の寺社などは 牛数 川 二 筋 福蔵寺 亀島社 祇園社 客大明神 宮田薬師 地銭屋敷(一〇ページ参照 八七軒(一六〇年を経て多少増加の傾向) 以上 長さ 一、四二三人 五疋 屋敷地を畑とみなし 一町六反四畝余 専称寺 正定寺 西方寺 完道村有高輪切帳部分による) 一、〇四二間 白石村境より佐々布村境まで 馬数 四八か所 橋数 四七疋 家数 三六六軒 横 (幅) 一八か所 雲松寺 二間

兼勤として目代・庄屋

という方の履歴を記していました。二十才台にして下郡役(郡の役人)方で物書 去る時、某家で過去帳を見る機会がありました。上来海村です。この中に「徳助」

きをしたり下意東村の庄屋役を勤めたようです。この後、

再び郡物書き役

東津田村庄屋役

野白、 福富両村の庄屋役

林村庄屋役

四六才 完道村、町目代庄屋兼勤仰せつけられ両様にて給米三拾三表それより五十三才文政二四六才 完道中、中学では

(年)夘八月まで八年越し相勤め、同八月居村上来海村庄屋役仰せつけられ…(中略)

上来海村勤めのうち文政十亥十一月在役中、木綿合羽御免の旨おん書付をもって仰せわた

され候

しばらく経って宍道町蒐古館で館蔵品展示があり木幡家文書の内であった町並図をみました。町屋

敷中心部に近く「目代庄屋 当時の村には庄屋役がおかれ町部には目代役があったこと(船目代というのもあったよう)、その 徳助」を確認(文化文政期のもの)、過去帳の傍證がみつかりました。

役は地元出身者だけが当てられる場合や他村からの雇いでもって充てられる時も、さらには庄屋と目

代併任も認められたことなどがわかります。

い奉る ます。まずとり上げるのは宍道駅諸市願いからです。これは町目代から下 郡を通 ところで宍道の町の暮らしのようすを以下もうすこし具体的にみていきたいと思い

して藩へ出されたものでありましょう。

恐れながら御願い申し上ぐる御事

町中過半水主、馬士ならびに御登せ米(藩に納める年貢米)おゝせつけられ候節、縄・俵仕出し かしき所柄にござ候。往古より仁多、飯石、大原右三郡の御米津出し(米を海送する)めあてに また御米宿などつかまつり是のみにて三百軒余の家数(宍道村と町をふくむ)一円に渡世つかま その上不相応の人高、 完道町の儀は元来かたや海かたや山にて郷中土地あいいたって手狭まにござ候処、家数大分等ができます。 田畠わずかの場所にて小身の者ども下作の働きも相ならず平日の経営むづ

仰せつけられ(つまり三郡の米出荷のルートが変わり宍道経由でなく斐伊川経由で松江に送られ かり出し申さずかたはらもって迷惑至極につかまつり候 たて候ゆえ奥方売人の荷物もじねんと杵築、今市、平田、庄原へ差し出し候や るようになったことを指す)第一渡世目あてにつかまつり候荷物ござなく しかるところ二五年以前宝暦九年(一七五九年)御趣向について、右三郡出米 荒木川方出し 右川船通路の筋あい 当所へはいかば

舟馬持ち耐えがたき時節 21

それについて当町家並み以前になり変わり殊のほか困窮つかまつり

ず縄俵仕出しその日ぐらしの極貧の者ども渡世必死の難儀つかまつり候段言語に絶し申しあげ 間欠けにもあいなるべしと色々つかまつり舟馬持ち耐えまかりあり申しあげ候えども ŋ 々手ばなし申さず候ては相なるまじきや もたびたびござ候ところ (それぞれ雲州の郡名)までも年中ご往来のお役人様ご用しげくあい勤め申しあげ候えば ほか駅とはちがい出雲、 なかんづく近年は御登せ米もいかばかり仰せつけられ 神門、楯縫、 間々には仁多、 飯石、大原あた 以来は追

候。



往時の倉庫建物

存じ奉り候

所 ても宿の自力にて修理破損取りつくろいも得つかまつらず拠どころなくそ だされし通りにござ候。 御役人様方へもはからざる御心遣いかけ候ように相成りにがにがしき儀と つ雑用くだしおかれ候儀もござ候。因ってこ、に御急場の節おそれながら の節御宿割お役人様方へも御歎き申しあげ すでに町並以前に成りかわり困窮つかまつり候段は各々様委細ご通知く 町家いたって見苦しく相成り近来はご同勢様方御宿お、せつけられ候 もっとも杵築御社参のみぎり格別の駅所にござ候 追って郡中割をもって少々づ

くだされ候よう願い上げたてまつり候。さ候へば近郡さきよりの方ならび に近郷より少々づつにても諸色(いろんな物品)当所へ持ち運び、他所の 何とぞ当町御恵みとして月に六日づつ諸色売買市ご免仰せつけさせられ

なく今市、直江、加茂、平田あたりまでも持参つかまつり差しか、り候節は間々眼前の不益存じ あるいは古未進つぐないに引き当ておき候ても「当町にて買溜め候中買いなくござ候えば是非も あいなり 頭立ち候衆中も追々不手廻しにあいなり当分買い入れ為替をもって投げかえし等もむづかしく 候ようにも相成り(さてまた売代かえたきものも直段上りにも相なるべきや、ことさら近年町内 商人も入りこみ売買つかまつり候うちには、じねんと下直なる物も当町中買い共へ取りあつかい ながら下直にも売りはらい手間の費えのみならず小身の者共重々難儀つかまつり候 なお又秋より春までの内、綿ならびに木綿買い溜めなども売代替当 御年貢上納多足

にもお、せ立てられ 成り立ち諸御用こ、ろよく相勤め候様に相成り一統ありがたき仕合せに存じ奉り候。この段幾重 ぞ御憐愍をもって 差し控え申しあげ候えども 右の趣 近来御願い申しあぐべく存じ奉り候えども「御用多きなかば愁訴がましき儀恐れ多く 駅市名目御免お、せつけさせられ下され候はば競い立ち追々にはまた町内も 御恵みをもって急に御免なしくださせられ候よう願い上げ奉り候。以上。 □町並みも相続相成りがたくまことに手を組みまかりあり候。 何と

はじめに案内した地銭帳のころから八○年ばかりを経過しています。数年前には加茂に木綿市が立 飯石郡、神門郡、 大原郡、能義郡それぞれの一部では打ち毀しが起き、また蝗害・洪水・長雨に

天明三年(一七八三年)卯二月

よる飢饉と世情おだやかならぬころであったようです。少し長い引用となりましたが、町の動きのひ

とつの側面がうかがわれます。

完道木綿市 次は十九世紀初頭の動静をみましょう。

御免の願.

恐れながら願い奉る口上の覚え

(完道まちから藩にむけて出された宍道木綿市願いです)

耕作一円にては渡世あい成らず少々づつの小商い等を仕り女どもは売木綿どもに

てこれまでかなりに渡世仕りまかりあり申しあげ候。

(前文略)

にて相しまいどうも商売体いたってむづかしく。さて又女どものかせぎに売木綿仕り候ても しかる所近村とても数か村もござなく(ことに御城下近くござ候えば諸色売買ともに多分松江 加

ござ候えば 茂か直江へ持参仕らず候ては売りさばき代物に相成り申さず候ところ(右両所ともに遠方の儀に 女手間にては相成らず男手間にて持参代替え候ては農業の欠けにあいなり

城下へ舟便のみぎり木綿仕りもよりもよりを申し合せかわるがわる持参仕り売り代替候儀にござ 松江にてはいづれ市場の定り候場所ござなく(中略)中町ならびに灘町辺ふり売りに持ち

歩き行き候処 当所は奥三郡、西二郡、杵築、日御碕お通りすじ(ならびに長崎、尾ノ道街道にて諸御用多く 左候てはじねんと木綿直段も下直にござ候。(中略)

その上大社御作事について甚だ諸御用多き場所にござ候所「本駅場にござ候えども加茂、直江な

24

ろ恐れおおき御願いに存じ奉り候得ども どとちがい 前文にも申しあげ候とおり何さら商売体もむづかしくいやまし難渋仕り候間 何とぞ御恵みをもって木綿市御免お、せつけられ下さ 近ご

れ候よう 町内一統願い奉り候。 (中略

文化五 (一八〇八年) 辰

下郡 辰左衛門殿

目代

丈三郎

清 E

助 助

年寄 口

与頭

与一右衛門殿

- 松江藩の場合延宝年間 (1670年代)から明治4年 松江藩内 (1871年)まで通用

だけに限って使用した

立ったことでありましょう。けれども長い年月に 宍道に木綿市裁許がでています。人民大いに湧き わたっては思うに任せぬ状況もあったようです。 加茂町の記録によれば、文化八年(一八一一年)

恐れながら御内々御願い申上ぐる

完道町出し木綿年々相増し当春以来は別し

演説の覚え

り利合い月五朱にして操出し拝借の形仰せつけさせられ、火急の入用相整いおかげをもって一統 につき 当春お願い申し上げ御内々お懸声をもって 岡崎屋儀之助より二月元三千貫文当七月き 子も数多の儀 て出強く相成り候所 市日毎木綿代払い方事故も少なからず中買いども手前への操り出し行き届き難き 中買とも元備え手薄もっとも貴家よりも追々くり出し遣わされ候えども買

せに存じたてまつり候 中買いども手前にても相応の元備えの覚悟も仕り候えどもだいたい近年と違い高直段の木綿に

精励し市買いつかまつり追々出増しに相成りすでに当所務八万反近くにも相成りありがたき仕合

あげ候えども元銭返上仕り候ては以後出し木綿買い方行き届きがたく せっかくお陰をもって成 まかりあり申しあげ候 り立ちかけ候市木綿売どもへしりごみ仕り買いかね候ようの体見せ候ては赤面の事にて一統心痛 木綿代銭廻り合い遅く 買入れ木綿代銭おおいに差しつかえ 右三千貫文の利銭は払い出し申し 元備え余分入用 市日々々持ち出し銭大分の事(その上当春以来上方。登木綿不景気につき)

多分五十日六十日くらい相延び 中買いどもまことに薄口銭にござ候ところ木綿代銭三十日延べ議定の分(木綿不景気については 七月きり丸三か年借り居えおおせつけさせられ下され候よう御内々お取扱いのほど願い奉り候。 の儀もござあるべきや。これにより恐れおおく御願い存じ奉り候えども なおまた松江市に相へだたり候所ゆえ完道買い溜め少くござ候えば自然抜け荷等の不しまり合 はなはだ難渋つかまつり候わけにござ候間 右三千貫文 何とぞ類外の御恵 来る辰

ろしく仰せあげられ下さるべく候。以上。 みをもってこの上にもなるたけ歩安にして願いの通り借り居え仰せつけさせられ下され候ようよ

天保五丑 (一八四一年)

_
辺
退
町
追町

]屋清一郎 (FI)

屋勘兵衛 (用)

平兵衛

(印)

屋理右衛門印

木幡久右衛門殿

(この書面は目代→下郡→寺社修理方へ届けられます。)

6 荷送りさまざま

さまざまと題しましたが宍道町の場合いまのところ陸上輸送にかかわっての資料は多くありませ

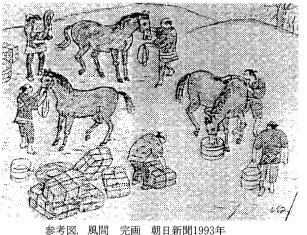
ぐるまはいつごろ往還道に出現したのでしょうか。田舎道ではもちろん人が背負ってだけ、荷車は大 でしょう。運輸に用いられたもの今なら自動車を第一にあげますが、当時は馬が中心のようです。荷 前の項においても推量されると思いますが、立地環境には恵まれ繁く往来があったと言ってよい

正期にやっと入った例もあります。

完道駅馬と 荷 لح

分

まずとりあげたのは安政二年(一八五五年)のもので雲州木綿継ぎ送り歎願書。



風間 完画

法勝寺より二部宿へ継ぎ送りまいり候処はいように 運送相成り候由にて あげ願いたてまつり候処 いては 候木綿荷のこらず溝口へ負わせ取りかえりさし障り候一件につ ころ 木綿荷物八拾箇ばかり法勝寺通し二部宿へ継ぎ送り来たり候と をひき二部宿へまいりこみ問屋藤蔵・源七両人手前に積みおり 去る寅八月中 統の難渋と相なり候余儀なき次第につき 去る八月願書差し 恐れながら再願仕りたてまつるロ上の覚え 溝口宿馬士ども聞きおよび 跡荷物一向まいり申さずにつき馬士どもはもちろん宿 雲州松江新屋茂助、完道町木屋久兵衛右両人 その後初めて木綿荷当月上旬三拾余箇 御郡役手のお指図をもって雲州荷物 二五、六人もめいめいに馬 またぞろ溝口宿馬

こもこの筋へ向け送り候者ござなきよう愚考仕り候。

(以下略)

士より差し止め

毎事右ようの次第にてはもはや雲州荷物は

部

ことになったのです。これまで溝、口、宿を通っていたのにそのルートは廃されたので、嘉永七年と安 川を三度も越えなければならぬので、根雨宿の世話により法勝寺-二部-根雨の新ルートが開かれる ています。 政二年の二度にわたって溝口馬士による荷物の差し押さえ事件がおこりました。その折の不法を訴え 紀中ごろから雲州木綿を出雲街道を通して継ぎ送りすることが盛んになりました。これまで途中日野 安政二年(一八五五年)卯三月に板井原宿・根雨宿連署で藩に当てて出されたものです。一九世

宍道の木屋さんの活躍が隣県の記録に残されました。木綿市の開設と関連して町の性格の一端を物

語ります。

荷物は藍玉。通常はかますに入れて荷ごしらえしています。徳島産として考えると、はたして陸送で しょうかあるいは海運でしょうか。 他国往来には通行手形が必要とされたようです。町内に残されているいくつかを紹介しましょう。

藍玉半

割印

覚

藍玉弐拾貫目也

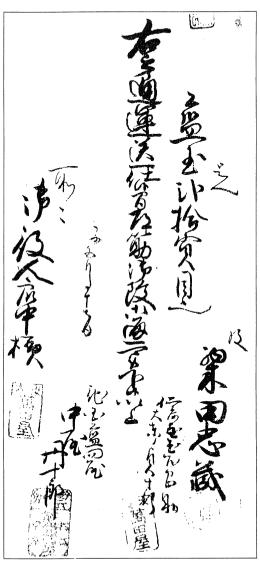
右運送仕り候間道筋御改め御通し下さるべく候以上

たしる

完道町徳兵衛行き荷主阿波屋善左衛門

改山久瀬恵六

(#)



和紙 256mm×120mm

中屋太郎兵衛の下の印は壺形をしており「藍問屋 中屋」と刻まれていま

す。

所々 卯二月廿一日 他国藍問屋 中屋太郎兵衛回

きなどもありました。右下に「改 署名」があるのは藩役人の確認を得たものです。 写真の分は大東の貞十行きですが、このほか木次吉田屋行き、宍道町紺徳 (紺屋徳兵衛の略か)行

完道町駅馬の儀に付き愁訴申上げ候演説書」によって宿の内側をうかがうことにします。(演説とはいいますはは 次は直接輸送にかかわる内容ではありませんが、文化三年(一八二〇年)辰二月に出された「

恐れながら願い奉る演説の覚え

事情説明というほどの意

業のようすがわかります) 大原両郡へまかり越し大小豆、苧、煙草類少々づつ替え事などに仕り渡世営み申し上げ候。(生 ならずなどと町端へ出向き勝手次第わがままの族を申しかけよんどころなく町御役所へ願い出候 のしきたりにござ候。しかるところ馬持ち人数四七人ござ候うち二四人一組に相成り、去冬手荷 もっとも古来より当駅にては馬持ちは人数にきまり者ござなく何れとても手荷仕度者は勝手次第 意宇郡完道町駅馬持主ども年来御用大切に相勤め んらに限らず商売体として自力に仕入れ仕り候者は 耕作のすき間には売荷駄賃これをとり荷物な 第一塩自分馬をもって手荷を負わせ飯石、

去る一四日馬持ち政助と申す者塩

せ売りさばき候よう外馬持ちへは駄賃これを取り荷物負わせ候よう。年内の分はまずこれにてさ

し置き候よう仰せつけられ是まで見合わせ申しあげ候ところ

ところ
押しつまり御用多きなかば取引きむづかしく塩手荷の分これまでの通り銘々勝手に負わ

きゆえ拠んどころなく町御役所へ御訴え申しあげ候所 手荷負わせ出かけ候えば し候所しきたりの儀にござ候えば押してまかり越しと存じ奉り候えども左候えば喧嘩に相成るべ またまた外馬持ちども一統相集まり往来へ出向き利不尽に差し留め申 塩手荷の分願い出で御指図ござ候までは

32

見合わせ候よう御役人衆中よりお申しつけ成られ一統難渋至極に存じ奉り候。 (中略

なる体仕り候につき組親丈助殿より相制し申され一統引取り申し候。(中略) なおまたこの度町内に莚をしき外馬持ち中相集まり酒などたべ馬留めと号し徒党いたしろうぜき

このたび右様の族を申し出し出入りがましき儀申しかけ候えども古来より仕きたりの商売相止

に存じ奉り候 候ように相成り候ては馬方ばかりの不益にてはござなく町内一統の衰徴かろからざる儀難渋至極

冬より取り申し候。右様仕り候えば当駅にてきびしく自然と相止め候ように相成り所のためなら さてまた大原郡在々より御米 のほか少々づつ買物などいたしまかり帰り候節外馬持ちどもよりきびしく差し留め上銭などを去 宍道町津出しの節百姓銘々牛馬をもって津出し仕り帰りがけ塩そ

相なり候ては宍道町の衰えはもちろん奥方百姓手前にても軽からざる費ひ出来候儀と存じ候(中 石諸荷物上げ下げばかりにてまことに難渋場所取り続け候儀にござ候えば 元来宍道町の儀は往来の荷物はいたって払底 松江行きの荷物は舟にて相すませ大原、仁多、飯 右様差し留め候よう

ず眼前の儀に存じ奉り候。

略

よう。この段よろしくお願いおゝせあげられ急々御下知 じ奉り候(中略)何とぞ御憐愍をもって古来より当駅仕きたりの通り仰せつけさせられ下され候 このたび前書に申し上げ候通り外馬持ちどもより勝手次第の我がまま申しかけ一統難渋至極に存 一統あおぎ願い奉り候。以上。

文政三辰二月

為右衛門殿

(以下二二名連署

政

助

太右衛門

完道馬持人別

目がくだい

町年寄

権右衛門殿

町年寄 卯兵衛殿

またさきに紹介した輪切帳には「馬数 馬持ち人数四七人と書き出しているけれども元来は四四人であるという目代職の別紙があります。 四七足」と記しています。おおむね符合する数字であろうと

考えます。
万差出帳の「舟 三二艘」と並べれば宍道の宿の大まかな顔が浮かびあがって来るよう

です。

33

構成と機能在方町の

幕藩制のころと言えば最も新しくて一三〇年前、しかも二七〇年近くの期間ですか

在の目から見れば想像をこえることがいっぱいだと思います。その事を前提にしてなお『宍道の宿』 の初期と末期とでは大きく変化した点も多々ありましょう。人々の社会や組織に対しての意識など現 ら分からないことも多く資料などどこにでもあるものではありません。それに時代

次は伊藤好一氏がみられた「一七世紀末における在方町の構成」の一部です。(伊藤氏はかつて当

町を訪れ調査に当られたことがある。)

像をさらに追ってみたいと思います。

縄俵つくりに至るまで、およそ町中過半の者が年貢米津出しに関連した業務に従っていたといいます。 には水主・馬士をはじめ、米宿(蔵元とも呼ばれている。農村の年貢米を蒐集し代納する機能をもつ 二口分が御免屋敷(地銭対象からはずす)となっており、残りの四五二四歩が課税対象とされました。 ものであり年貢米輸送ルートに占める位置から宍道には早くから発生したもののよう。)や登せ米の 宍道の町屋敷総面積は五七八五歩、このうち目代一人年寄二人、町下役人一人の四口分と他に屋敷 宍道の町の機能は、年貢米輸送に関連する各種の職業に就く人々を集めました。一八世紀のはじめ

満のものは八割。こうした屋敷の持ち方は富有な町人とそうでない町人の格差の大きいことを示して

『口については広狭さまざまで狭いものは二間、広いものになると二四間に及び、間口五間未

屋敷間

います。このことに伴いいくつかの実態から松江藩は在方町の機能を支配組織に組み入れることを図 ったのですが、それは構造上小数の支配的な町人を掌握することで容易に目的を達し得たものと思わ

れます。

れら小商人に対し貸銀貸米で優位に立ったばかりでなく、蔵元となり舟持ちとなり町の人の多数が従れら小商人に対し貸銀貨米で優位に立ったばかりでなく、蔵元となり舟持ちとなり町の人の多数が従 一般に一七世紀末の在方町は少数の富有商人と多数の小商人から成っていました。富有な町人はこ

事する業務に支配的な力を振い得る地位にありました。

人層を把握することで城下町とともに在方町を藩の再生産機構に組み入れたのでありました。 松江藩はしばしばこれら有力町人に出銀を命じて藩財政を補いました。このように在方町の有力町

伊藤さんが触れられているように有力町人による藩財政への寄与はもちろんながら、宍道の場合も

安永八亥年 日光諸堂 御普請

天明七未年

関東筋川々御普請

寛政六寅年 関東筋川々御用

文化一一戌年 日光本坊薬師院御造営

文政四巳年 関東筋川々御用

安政二卯年 武州本牧警衛

文政一三寅年

関東川筋御普請

安政三辰年 禁裏所御普請

等々幕令にも対応がせまられました。

木の実方(ローソク生産)、釜甑方(鋳造所)を設け事業の推進を図っています。 登用していますが、その施策として泉府方(金融)、義田の法(租税の前納)、新田方(新田開発)、 延享二年(一七四五年)、松江藩に入国した宗衍(六代藩主)は藩財政改革のために小田切尚足を

これを受けたものでしょうか、宝暦年間(一七五○年代)の記録として新田開拓があったことを知

ることができます。

郡来海村川尻 東百五拾間西五い奉り候由にござ候ところ こい奉り候由にござ候ところ このたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百のたび意宇郡完道村川尻 東百五拾間西五

御礼銭お差し図次第上納仕るべく候。この段よろしく御申し上げられ下さるべく候よう願い上げ おかれ候よう願いあげ奉り候。左候えば精々尽力し開拓仕りたく存じ奉り候もちろん冥加として 拾間磯御棹受地より沖水代まで東西とも百弐拾間 両所開拓御許容なし下され御棹打ち渡し下し

奉り候。以上。

未九月

小豆沢九郎右衛門割

小豆沢浅右衛門剰

大庄屋夘右衛門殿

中庄屋市右衛門殿

がわかります。盛衰をくりかえしながらも時間とともに発展を目ざした状況が読みとれると思います。 差出し人は松江の豪商であり、新田開発がこうした立場の者も加わり資本を投じて行なわれたこと (宍道村川尻-馬つなぎ場になった可能性も想定されます。)

【参 考】

小大名・家老・代官の陣屋を核とする町、宿駅・港など交通の要衡・特産品の生産ならびに流通の中 ものです。 在郷町について、国史大辞典は次のように説明しています。(部分引用)-在郷町一般についての 江戸時代、農村部に成立した商工業集落の総称で、在町・町分・町村などとよばれた。

心などの種類がある。(中略)在郷町は農業と分離しておらず、商人地主や小作をしつ、小商いにで

る者が多かった。

る者が多かった。		
	一七八三年	町場困難 諸色売買市御免の願い
とりおけた事項の名件一覧	一八〇八年	完道木綿市 御免の口上差出し
一五七〇年 毛利勢が完道の渡海船を徴用する	一八一一年	木綿市開催許可 出船通行手形
一六〇八年 堀尾氏 富田から松江に移府	一八一二年	徳助 庄屋、目代を兼勤す
一六四七年 平田町地銭帳 記録	一八一四年	一畑参詣の客 水難にあう
一六八六年 「完道湖」の名称 国令に記す	一八一九年	萬差出し帳(村勢要覧)成る
一六九一年 地銭検地 (町場対象) の国令	一八二〇年	駅馬持主の争いあり
一六九九年 町地銭検地・村検地 記録	一八三〇年	町部大火あり
一七一七年 雲陽誌成り 宍道の地誌を記録	一八四九年	町並みの形態は一五〇年前と不変
一七三三年 町部大火 旧本陣屋敷建築	一八五四年	木屋久兵衛氏 木綿継送りに活躍
一七五〇年代 宍道川尻の開拓 (湖岸陸地化)	一八五六年	志儀行なわれる (この後も)
一七五四年 葉山氏の渡海船 役銭免除	一八五七年	完道祇園丸 北陸地方へ渡海する
一七七三年 船座三〇艘 御免あり	一八六二年	村有高輪切帳(農業要覧)成る
一七七九年以降(有力町人日光諸堂御普請など)	一八六八年	明治と改元
幕令に対応(幕末に至るまで)		

その三 宍 道 湖 と 町

場

一本の金棒

おそらく中、近世の用語だろうと想定しました。そしてその金棒は往時渡海場といわれたであろう宍 ます。(「同志急速に渡海候よう申しつかわすべきものなり」—元亀二年 (一五七一年) 信玄文書より) ていた方でした。この事の数年前、武田信玄文書の中で『渡海場』云々の文字を目にしたことがあり した。渡海場という語彙は長らく聞いたことがありません。その持主はかつて宍道湖で運送船に乗っ 繁風 系多なり 似商舶 にしておもしろいものに気づいたのです。棒の中ほどに「渡海場」と刻んでありま さる日公民館で舎外作業をしていました。道具の一つ金棒(長さ一mあまり)を手



隣接する加茂町文書(文化四卯年・

の所にて、松江より仁多、飯石、大原 へ運送し、諸荷物往来の場所にて、随分 一八〇七年)の中に、「完道町は船着き

商売もでき候所柄……」とあるように、以前から舟運にかかわり、湖水と町場は共立の関係にあります。

八世紀はじめに書かれた雲陽誌(出雲部各郡の地誌)には「完道」(村)の項に次の記載がみら

れます。

湖 うべし府外輻輳する所なりと。 金鱗飛ぶもの躍るもの雨に吟じ月に鳴く。(中略)湖中に漁翁釣夫往来し風帆商舶繁多なり。い 竪六里横三里の大湖なり。これを完道湖という。その地の佳景たるや砂ぎわの白鴎、岸下の

つぎは近世の海上交通についていくつか取りあげてみましょう。

はじめに渡海船役銭免除の類です。

右の者 当り仰せつけられ候えども諸銀主にぬきんでそのとんちゃくもこれなく 年来御勝手方(藩) 御用聞き出 情相勤め その上去々年やむをえず諸調達わづかに歩 なおまた愁訴にも及

葉山善右衛門

涯手船申しつくべく候。この段御申し渡しこれあるべく候。以上。 よって容易になされがたき事に候えども右御ほうびとして渡海船一艘役銭さし許し その身生 ばずその上引続き御要用ふみこみ深切しごくの働き出情せしめ候段いたって神妙のことに候。

(宝曆四年—一七五四年)

御用所

一二月二日

ます。 ところ、それが難船したので翌年御言付けの指示が出ています。 この場合有力町人が舟座をもっていたことをうかがわせます。藩への御要用負担が前提となってい 四年後には郡役人並みの沙汰を受けました。宝暦六年、四百積み廻船を藩の急用にさし出した

覚え

葉山善右衛門

丑〈宝暦七年〉納めをもって米三百俵くださるべき旨仰せつけられ候間 右は圓栄丸払船にいたし候由の所 つさえ破船の由、然るところ右の船代りの儀しいて申し出でも仕らざる段 御用につき御借り受け廻米仰せつけられ候ところ 右の趣き申し渡しある 神妙の儀につき 難船あま 当

べく候。以上。

丑九月

御用所

御勝手

が 手 方

町の住人はさきに述べたように地銭を納めていますが、いろんな職業を営む場合さらに藩の許可を

求めそれなりの上納を負担しました。そのような財政や交通にかかわる制度を「座」といっています。 (平安末からの考え方というが内容や形態は大きく変容している。)海運の場合はどうでしょうか。

(1)

覚え

候。よって、件の如し。 もしみだりの輩これあるにおいては船座とりあげはもちろん 中満一統の越ち度に申しつけべく に相きめつかわし候条 永代違乱これなく候間ありがたくその意を得 このたび船座願いの趣承け届き候えども「容易にさし免しがたく則ち上へ相うかがい船座三○艘 以来御法相守るべく候。

安永二巳(一七七三年)三月二三日

廻船方 広江林左衛門 (判)

元締メ 磯崎 伴七 判

御船奉行 荒木源之進 割

2

舟 目 代

运工即殿

宍道町に舟座これなきについてこれまで難儀の由 よってこのたび舟座御議定仰せつけられ候条

42

船座免状の事例 方が在るとは京はときる 文公成了一位记程日 遊遊なるは を寄 4 ち分相違なき所 件の如し。 右御両書をもって仰せつけられ候舟座の内 を得られ舟持ち人別に御申し渡しこれあるべく候。以上。

目代

彦五郎殿

三月二三日

候。以上。

以来違乱の儀これなきよう申し渡しあるべく候。なお委細の儀は廻船方より申し渡しあるべく

下郡 与頭 嘉助殿 長右衛門殿

3

右その町舟座御議定仰せつけの御書付これを遣わし候条その意

巳三月二四日

嘉助

与頭

長右衛門側

下郡

判

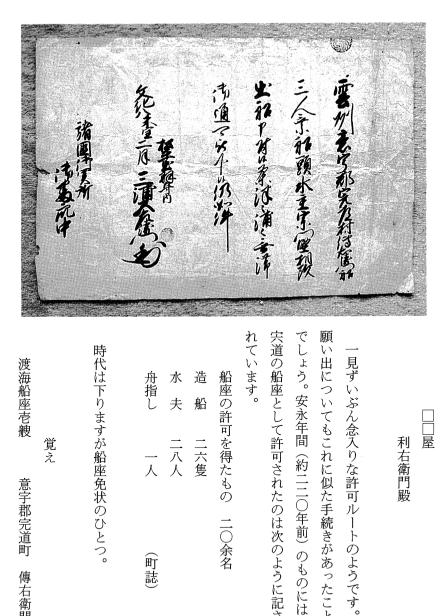
安永二巳三月

目代

和田民右衛門 (#)

彦五郎

一艘そこもとの持



利右衛門殿

願い出についてもこれに似た手続きがあったこと れています。 宍道の船座として許可されたのは次のように記さ でしょう。安永年間(約二二〇年前)のものには

船座の許可を得たもの 二〇余名

二六隻

水 夫

舟指し 二八人

(町誌)

時代は下りますが船座免状のひとつ。

覚え

意字郡完道町 傳右衛門

渡海船座壱艘

右船座これを差し免し候条、 船法堅く相守るべき者也。

文久二戌(一八六二年)八月

9. 風 に 乗 っ 7

御船手印

広江権内

(4)

石原宗兵衛判

御番衆中諸国御関所

渡海船が志儀

津々浦々寄港については陸上と同様 手形がみられます。

(前ページ写真)

(事業資金を得るためのグループ出資金活動) の質物になったこともあります。

たかもしれない

船 幟 ヤマサは帆印であっ

預りもうす銭の事

銭九拾壱貫文也 ただし子かけ拾三人より

ご一人前七貫文ずつ

この質物

西代 下々畑弐拾壱歩 分米弐升五合弐夕

同所 中畑壱畝歩

同所

下畑三歩

畑反〆壱畝弐拾四歩

分米メ壱斗六合八夕

分米五合六夕 分米七升六合

上リ高壱斗弐升八合壱夕六才

渡海船壱艘 ただし道具のこさず

乗り出しにして

百文ずつきっと懸けもどし申しあぐべく候。もし本人 ざ候。しかる上はご儀定の通り志儀みてまで毎歳三貫弐 志儀御懸け銭たしかに預りもうしあげ候ところ実正にご 右このたびお恵みをもって私へお仕立て下しおかれ候

		土地證判		船座證判	し候。もっとも志儀年限みて通達これなきにおいては反古となすべく候。以上。	前書完道村上り高一斗二升八合二夕ならびに渡海船一艘(志儀質物承け届け留めに記し置き申	志儀御連中	同	受人	辰十月	安政三(一八五六年) 本人[りなく正銭をもってすみやかに懸けもどし仕るべく候。後日のため、件の如し。	不埒の儀もござ候はば「前書質物請け人方へ引き受け請け人より御連中さまへは少しもとどこお
ž ř	年寄	庄屋	船指	目代		留めに記						0	は少し」
			只十 割	三七		記し置き中		#	#		#		もとどこな
			+1)			十							40

預かり申す銭の事

銭弐拾弐貫五百匁也 ただし九番目より

一三番□□

ざ候はば、受人より懸け渡しつかまつるべく候。後日のため依って、件のごとし。 右は佐々布屋傅右衛門殿志儀場置銭たしかに預りもうすところ実正明白にござ候。もし本人不埒 の儀もござ候はば「右場置銭をもって速かに懸けもどし申すべく候。この上にもいささかの儀ご

文久三亥 (一八六三年) 一〇月

た、大田になり近は至る人の下 百 清沙路之前七五七百七五人 人化工日期日



志儀御連中様

明治二年島根県歴史附録 租法の部分を見ると、藩政期を推

量する手がかりとなるように思います。

渡海船税 一〇石積につき金二厘八毛

関および伯州米子境等へ諸物品を運輸の設にてたいてい これは宍道湖に沿える村町湖内の用弁ならびに美保ノ

六、七○石以上を容れ商用相弁じ多少の利潤を得るもの

大傳渡船 これは船形外洋廻船の製造にして小なるもの近国諸港 一〇石につき二厘八毛

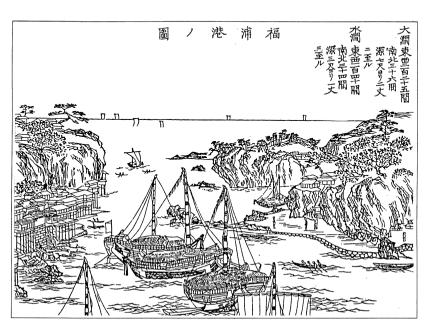
へ物品運輸弁をとるもの

小伝渡船 大伝渡ににて小なるもの て旅客をのせるもの 一艘につき七厘 湖中および中ノ海と往来し

本人 同 理兵衛 久兵衛

印

印



湖水に沿う市街村落にして人家日用の弁 をとりあるいは荷物運送漁事にも用う。 艘につき七厘

伝間船 艘につき六厘

手安船 沿湖各浦にてもっぱら漁事に用いかたは 艘につき六厘

ら荷舟とす

張古船

入海沿村にて漁事またはこやし運輸に用 艘につき六厘

高瀬舟 (以下略す)

う。

さて廻船範囲についてはい

ところですが、「宍道は奥地の木綿の集散地 諸国客船帳 屋 よいよ実態をつかみかねる

および遠洋航海によって手を拡げ、北は新潟、 として集荷運送をし、 舟便によって沿岸各地

敦賀から西は遠く長崎南は大阪にまで搬出していた」と誌すものもあります。

郡富来町)にある船宿でした。その旅篭を利用した諸国帆船のもようを詳細に記しているものです。 県内浜田港にも客船帳が残されていますが、横帳を綴じて一○㎝以上の厚さをもっています。 過年「佐渡屋諸国客船帳」というのに接しました。佐渡屋というのは石川県福浦港 (現石川県羽咋

その客船帳の中に宍道の廻船がありました、明確に。

一同所(出雲国)完道村

· 本屋久兵衛様船

祇園丸 定兵衛様

今ハ 盛之助様

今ハ 安政四年(一八五七年)巳六月四日御入津あそばされ候。その後当湊 傳六様

にて「午年浜囲いなされ候。

その後たびたび入船。

このあとは明治に入りますが、参考としてあげておきます。



四四年巳一〇月五日御入港あそばされ候。(明治一四巳の誤りか)

明治六酉(一八七三年)一〇月二〇日御入津あそばされ候。

同国

(出雲国) 完道村

木谷久平様船

久運丸 傳六樣

同(明治一五年か)八月五日入船あそばされ候。その後たびたび入船。 註 とです。(幸福丸大福帳)明治初年のころの場合ですが、利益の 福浦湊には北前廻船の運搬荷の事例が残されているというこ

のですが、これらは米、塩商売のサービス品的役割しか果してい あがるのは何といっても米と塩であります。砂糖や綿などもある 木屋久平様船

今ハ平造様

今ハ和右衛門様

傳四郎様

妙見丸

せん。 岐、 そして前記の客船帳によると記載出身国四三か国に及び、もっとも多いのは出雲ついで佐渡、 いますから、宍道からの船もさらに航路を北に延ばし新潟あたりまで行ったことも想像されます。 ないようです。また福浦湊は主として風待ち港、避難港としての位置を保っていた(近世)とい 能登、 摂津等の順になっていたとのことですから、 出雲宿といった状況だったのかもしれま 隠

商品を仕入れそれを需要地に売るという買積み船であったかは定かでありません。浜田の事例は宍道 石川県に出かけた事例が具体的にわかりましたが、どんな荷物と運んだのか、または航海の途中で

の船ではないのですが、来待石粉を積んで行き、帰りには

屋根瓦をのせています。

と記す

位 四 雲州意宇郡完道町 佐々布や傳右衛門舟

> 稲積 買い、 明治一八酉六月三日 (現美保関町) (諸国御客船帳 明 神 登入津、 丸 石州浜田外の 来海石御売り、 中嶋権四郎様

水三次郎所蔵より) 近世海運資料 柚木学編

浦

清

瓦御

青い海の中を白帆に導かれながら日本海を渡るさまは心

に描くだけでも豪快ではありませんか。

10. 雄志のかげに

以来のこと 尼子 合戦 陸道を通って荷物運送と比べて海上輸送は一度に大量の荷物を運べる利点がありま

し雲一つをみて今後を予想しようと努めます。宍道湖でも漁撈にかかわっての水難話をいくつか残し でもなくわずか数時のうちに風の模様が変わる場合があります。漁師はことの外風については敏感だ す。その代償のように予期しない遭難が海では起こっています。季節々々はいうま

福井県の場合ですが、次のような記録もあります。

ました。

よるが、とくに日本海は風が強く波が高いこともあって、多くの事故が起っている。 たが、海難事故も頻繁に起きた。それは航海技術が未熟であり船舶構造が不備であったことにも

江戸時代の国内海運業は、幕府や諸大名の年貢米の輸送(廻米)が主軸になって大いに発展し

はことごとく乗り捨て、三三七人の死者を出している。 たとえば元禄一五年(一七○二年)には新保浦の船三○艘が損害を受け、うち二艘が破損、

他

(福井市史料遭難船口書の解説より)

ご存知のように島国日本では多くの遭難・漂流の報告があります。韃靼漂流記、 徳平衛天竺物語

半島から漂着した例もあります。 幸太夫・磯吉取り糺しの事など、 逆説ながら鎖国日本には重要な情報源ともなりました。 また漂流地もロシア、アメリカ等道のりを問いません。 山陰に朝鮮

「長行暦録」という古い日誌を藤沢秀晴氏から紹介されました。 -文化一一年 (一八一四年) \mathcal{O}

部分引用

内義隆尼子合戦(一六世紀後半)揖屋の沖にて溺死以来のことと申す事に候。 ○八月六日晴天 人大原郡五十余人仁多郡松江人船頭四人なり。 意字郡完道沖にて一畑寺参詣の者百余人水船となり死す。 ほかに一八人船具に取りつき浮き候者助かる。 ただし飯石郡三十五 大



文化11年の遭難供養塔 今は物故者の名も分明ではない 北津 正定寺にて

その四近世から近代

11. 町並みの記録から

対して出雲市大津町の場合は新開地に町立てしたという。)宿として成立する条件のめばえは中世す えたらいいのでしょうか。そしてどんな条件をみたせば町場として認められたのでしょう。 中世に原形宍道の町は まず宍道の例をみると、全く新たに町立てが行なわれたとは考えにくい状況があります。(これに ていることを述べました。それではいったいいつごろ町だては行なわれたものと考 さきに宍道の場合は、制度としての町の記録を元禄一二年(一六九九年)には残し

されるとしてあります。 来待地域については土一揆をおこすほどの大きな勢力をもつ運送業者が集結していたという点で注目 中の夫賃増加うんぬん甚だ然るべからず(後略)-永享三年(一四三一年)」これについて、出雲 「出雲国朝山郷ならびに来海荘の御年貢・夫賃のこと、先年土民らが蜂起のとき我意にまかせて国 でにあったと考えられます。以下は井上寛司氏の指摘によります。

朔祝いの太刀など)を宍道湖から日本海~若狭小浜経由で京都に運ぼうとし(た。)宍道氏が日本海 「親元日記」文明一七年(一四八五年)一〇月一八日の項をとりあげ、宍道氏はこれらの品物(八

用いた水運の拠点がどこなのか……佐々布川河口部をそれに充てて考えることができよう 水運を用いて都との交流を行なっていたことを示す、数少ない史料の一つとされています。 宍道氏が

ておられます。

基本的に変わることがなかったということです。 あったことを示すものであり、この特徴は毛利氏による富田城攻めの場合をふくめその後においても 俊実覚書による)これは大内氏にとって、宍道の地が水陸の交通の要衝としてとりわけ重要な拠点で 二年の二月中旬に改めて京羅木山に陣を進めたという。(慶長八年-一六〇三年以前に成立した二宮 また大内義隆が馬潟の正久寺に陣替え(尼子攻略)の後、いったん陣営を宍道畦地山に移し天文一

「雲陽軍実記」(参考史料)巻五の中に次の記事があります。

陀の江に渡り(毛利方は)荒隈の古陣所へ廻り法吉、生駒辺の民家を放火して閧をどっと揚げ(た)。 れより海へ来たり完道に出でければ、ここかしこより渡海一〇艘ばかり尋ねいだしひそかに乗って佐 木)藤名 末次へ乗りとりければ、にわかに渉り難く見えければ、(毛利は)精兵四五○○騎を引きて野白(乃 騎に乃木古志原清水津田辺にすきまなく陣とりけるに、(尼子方は)湖上大河の橋を引き船も残らず (永禄一三年−一五七○年、毛利氏による出雲奪回の戦闘があった。) 元春 (布志名))湯浜 (湯町) に出で見れども、これまでも船は末次 (尼子方)へ取られたり。 (毛利) 父子七千五百

(以下略)

これについて井上寛司氏は

「(前略) 宍道が宍道湖における水運の一重要拠点であったことをうかがわせる」とされ、 山根正

明氏は

であったことは首肯できよう。特に『渡海』船と記していることには注目される。つまり地先の湖上 「信頼できる史料でこれを直接確認することはできないが、宍道が宍道湖における水運の重要拠点



ものは三百年来 街区その

送船の存在を推測させるものである」と。 橋川から中海沿岸さらには美保ノ関にまでも渡海した、運 で漁をする程度の軽舟ではない。宍道湖沿岸はもとより大

また、「戦国期には宍道氏が宍道要害山を支城とし

中略

な町の形成を見たのではなかろうか。」と考察したのは伊 すでにこの時に要害山の下に宍道町の原形として根小屋的

藤好一氏であります。

かろうと思います。 紀から松江開府までにある程度クリアしていると考えてよ 娘を有力旧家に委託した話など、いくつかの条件を十五世 本海海運路、渡海船の保有、そして伝承ですが宍道氏の幼 尼子攻めの陸上コース、運送業者の存在、小浜に至る日

行政の単位となった。」「(江戸時代の)宿の機能は運輸・通信・休泊を主とする……。」と解説した国 史大辞典によればさらに肯けるところがあると思います。宿はまた宿駅とか宿場と呼ばれることもあ 宿というのは「旅宿の並ぶ集落をさし、江戸時代には交通運輸の機関となり、 明治維新後は地方

農村とは異なった視角でこれらを掌握しようとしている。と述べられています。 は、松江藩松平家が寛永一五年(一六三八年)に出雲へ入部した当初には、すでに出雲各地に町が成 枠で地銭の対象として公認された)、今のところそれを示す資料にはであっていません。 立しており、それがある程度の商業機能を果たしていた。藩はこれらの町の存在とその機能を認め、 中世からの発展と幕藩制が施かれる中、いつごろ正式に宍道の宿-町立てがあったのか 伊 (村とは別 藤 好 一氏

銭帳関係の資料として残存しているもっとも古いものは、慶長四年 (一五九九

さきの地銭帳も町場の存在を証拠だてるもののひとつですが、現在残されている地

の雲州神門郡今市町帳、次に正保四年(一六四七年)楯縫郡平田町地銭帳ということ

(和田嘉宥氏論

四七年・一六五七年・一六八一年の三回にわたり地銭帳が作製されていました。県外での事例をみる 確ではありません。出雲領内では比較的おそい時期に属している感じがします。 九年)に地銭帳が作成になっているので、この時がはじめてなのかそれ以前に公認となっていたか明 当該年またはそれ以前に町立てがあったと推量されます。宍道の場合は元禄 平田町の場合、一六 一二年 (一六九

と十八世紀になってから成立した町場の例もあります。越中の四方は享保九年(一七三四年)に「町

の許可であり、しかも木戸の建設と板葺き屋根への町並み改造というより都市的な景観の変更を伴う 並」とされ、町肝煎、年寄長町人という町役が新設されました。この意味するところは他国との商売

ものでありました。なお出雲国内での町数は宝暦四年(一七五四年)の記録で三○か所となっており、

近隣では湯町、庄原、大東などがあがっています。

湖側はそれが一一間から一五間と不同です。(一四ページ参照) 狭湾岸にのぞみます。そして山手の屋敷はほとんどが入り(奥行)一七間を確保しているのに対して っていますが、城下町である小浜(福井県)でもこれと似た通りをもっています。この場合北側は若 町の形態については前にも触れたところですが、街区の中央道が山手を背にしたように弓なりにな

なわれた結果、山手とはやや異なる様相を呈することになったとするのはいかがでしょう。 ではないかとも考えられます。それまで建物が点在はしていたのでしょうが町並み形成が意図的に行 このことについて全くの推定ですが、町立てに当っては灘側は砂浜・葭原を開拓(埋立て)したの

来海村)、延野屋 参加したと思われる屋号ものこっています。学頭屋(斐川町)、佐々布屋(旧佐々布村)、来海屋(旧 (加茂町)、坂口屋 (旧白石村)、白石屋 (旧白石村) などがあげられます。

また直接かかわりはないかもしれませんが、町立てにあたり他地域から町場への転入しその構成に

構造をもっていたか(本陣建築については明確ですが)、また屋根はわら葺き、杉皮ぶき、かやぶき、 町並み屋敷の建物について、一軒々々の広さは解っていますがそれらが平屋であったか二階に近い

そぎふき、板ぶき、瓦ぶきのいづれが主流であったのかわかりません。そして平入りが多かったか妻

そうとすれば町の半分くらいは妻入りの家であったことが想定されます。また見たところ長屋風の建 は妻入りが多く、 入りはどうか等も今は資料を欠いています。 四間以上の間口ともなれば平入りというのが一般的に考えられるとのことでした。 在地の大工さんの話によると、 間 間 以内程度の場合

物も点々とあるように思います。



千本格子が美しいこの 長屋風の印象もうける

町

·の西方旧伊志見村には往還往来のポイントとして一

会があろうかと思います。 完道ではある時期に「宿屋四軒」と記しました。この 会があるうかと思います。それにしても一般商人や農民の体泊所がこの程度で は、本陣、御茶屋、そして有力町人の家など充実したよ は、本陣、御茶屋、そして有力町人の家など充実したよ さいあろうかと思います。

戦前までは白帆の往来も見られました。(次頁写真)望はすばらしいもので向地(島根半島)が指呼の間です。絵図記載)松江からおよそ一六㎞の場所で、宍道湖の眺たの旧宍道村には「一里塚」の地名が残っています。(村里塚が現存(国指定文化財)しますが、町場から約一㎞

つぎ 立て

ところで、公用人馬の継立て(藩の御用に供する飛脚や乗用馬の備え)は当時どう なっていたのでしょうか。大きい町では "助郷"の制度もあって近郷の村々も相応

の負担がありました。宍道にはすでに奈良時代「駅家」があったとのことですから何らかの制度が想

手前は現国道 旧宍道村の - 里塚あと

定されるけれども、今のところ記録をみていません。次のも 参考になりそうです。 のは明治五年ごろの文書ですが、さかのぼって考えるための

陸運会社ならびに相対人馬継立所取り設けさすに

つきその取扱人の姓名・相対賃銭の現額お届

設けさせ枝道は旅行人いたって少なく会社あい立ちかね 届け出ずべき分お□につき 設けさせその取扱人の姓名ならびに相対賃銭の現額とも 米金廃止され候につき 従前伝馬所これある宿駅へはお その他これに属するいっさいの課役および官より支給の 今般東海道その他の諸道ともすべて伝馬所ならびに助郷 のおの適宜の相対賃銭を受け取り人馬の継立所等をとり (一八七二年から) 当国本道だけ陸運会社とり

候につき 相対人馬継立所とり設けさせ候その取扱人の姓名ならびに相対賃銭の現額等すなわち

別決の通にござ候なり。

本文だけはさらに陸運会社とり設けさせ候こと。 あい立てかね候につき ただし先般御省官員御巡回の節 相対人馬継立所とり設けさせ候分お届けつかまつりおき候ところ 当国は僻陬の地にて旅行人少なく本、枝両道とも陸運会社

本道

第四大区小二区出雲郷村伯州通り(松江より東方を指す)

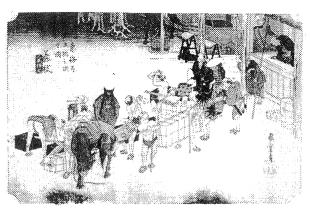
第三大区小三区安来町

第四大区小六区湯町石州通り(松江より西方を指す)

第九大区小三区直江町第四大区小七区完道町•

(中略

第七大区小三区掛合町備後通り(備後街道をさす)



参考図. 人馬継ぎ立て (廣重画)

(中略)

相対人馬取扱人

枝道

第一一大区小二区秋鹿町

(月日不詳とあるも明治五年と推定できる。また伯州通り、石州通り、備後通りの名称につ (以下略)

いては六六ページ参照。)

次のは、またおもしろい事例です。(「鞍下」・「荷下」の定めについて)

明治六年三月一〇日発

各区正副戸長へ

りの村駅にて引き受けかたあい立てし馬士ども 諸駅伝馬所とあい唱え候継場□□され候みぎり え売荷その外一手にて運送方いたしおり候。折から従来のしきたりを唱えかれこれ故障すじ申し 所持の馬具にて運送いたし候につき 従来のしきたりにて馬士ども申し合わせ 鞍下と唱 もよ

たて候□もこれあるやに相聞え不都合のことに候。いらい右ようの心得違いこれなきようきっと

相心得もうすべきこと。

候うえは荷下の定め等は決してこれなきはずのところ(中略 賃をもって荷物等運送いたし候よりじねん荷下の定めもこれあるべく候えども御法賃銭等廃され 前より渡海船持ちのものども荷下と相唱え、引き受けの川筋などあい立て売荷などすべて船持ち ども引受け来たり候おもむきに候ところ、これまで御用船は右船持ちの課役にて わずかの御法

右の通り相達し候条(市在もれなく触れ知らすべきもの也)

三月九日

各所参事

「宍道」湖 ついでに町機能と関係の深かった宍道湖について、名称をとりあげ考えてみましょ

う。

ん。以下はいくつかの条件からの推定です。

松江、八東、平田、簸川四市郡のかこむ湖(入海)になぜ『宍道』と冠したかはその記録をみませ

れには見ますが、公式に使われた例は松江藩国令に貞享三年(一六八六年)一一月布令があります。 ともあります。ただしこれは現宍道湖だけか中ノ海もあわせてさしたのかはっきりしません。絵図な 「寛永一二年(一六三五年)出雲に洪水あり。出雲川あふれ東飫宇湖に注ぐ…」とあり別に飫宇海 "湖水"と記してある場合が多いようです。松江湖、佐太の海などもみられます。宍道湖もま

(植林)字道湖南方の灘、近所茂みこれなき山々、并に馬潟より吉佐まで、北は美保の関まで茂

と言うとも、その地これを下さるべし。ただし持主へは山に仕立てことわり申すべくこれあらば みこれなく、 山々松、 檜山に仕りたくこれを望む者これあらば、その所百姓持ち来たりの山たり

その意に任すべき事。

雲陽誌(一七一七年編)では、湖と題して「これを字道湖という」と書き誌しました。



参考図.風間 内海をのりこえ 西廻り航路をもめざす人々

宍道湖が特に脚光を浴びるのは、城下が松江に移されて(一

六○八年)からのことでしょう。この年代から年貢登せ米

諸色輸送で湖上舟運は活発となります。宍道湖畔にはいくつ かの街場がありましたが、城下から西(山陰道)に下る際宍

道までは舟便で以降陸路というのが多かったようです。 それ

に加え多くの資料にみられますが雲南三郡への門の役割を担 っています。

街道と呼び、西への山陰道に山口街道と名づけていました。 では南へ向かう道路を仁多街道、宍道では南に入る道を大原 命名の習慣も考えられます。これは陸路の事例ですが、 このような地形や機能についての基礎条件にあわせ当時 玉造

出雲市の例では西へ向かう道に対して石見街道、

また松江で

ところです。宍道湖の場合はたまたま海路ですが城下町松江から言えば『宍道』の名を冠しても決し と伺っています。 は東上の道を伯州往還とも称しています。このような事例は新潟県佐渡や、小浜京都間でもみかける て脇道ではないと思います。しかしながら少い資料からですがいよいよ定着したのは明治以降だろう

照 すが、今のところ近世資料ではあまり見かけません。どう考えたらいいのでしょうか。(表紙写真参 それから現在「北津」「中津」(往時町指定部分)「原津」と市街地を三区分して呼ぶ場合がありま

12. 御一新の中で

ような現象がみられます。その中で次のような資料もあります。 からの再生近世型交通 府による改革は着々進みますが明治五年ごろまでは従前の基盤がかなり踏襲された およそ三〇〇年にわたる近世的時代は新しい組織を求めて明治をむかえます。 新政

解船免除願い

艜船壱艘 ただし長さ二間三尺

をもって願いたてまつり候也 右の船今般解船に仕り候間 御免除下させられたくこれにより御鑑札相そえこの段正副戸長奥印

第一四区意字郡宍道村 三六三番屋敷

明治九年子八月一〇日

庄司伝右衛門倒

同戸

長

永原周太郎倒 池尻良右衛門倒

右副戸長

島根県令佐藤信寛殿

これに対して

本書願いの趣聞き届け候事

明治九年八月

島根県令佐藤信寛 職印

との許可が出ています。この船だけを登録からはずしたのか転職であったのか分かりません。

治末の鉄道開通により様相は変わっていきます。ここで竹永三男氏の「旅をする市長-福岡世徳の旅 明治になって物資の運送はおいおい盛んになっていきますが、二〇年代からの汽船の運行さらに明

-」を紹介しましょう。(部分)

旅のコースは次の通り。第一に松江から岡山に出るもの、松江=米子間は大橋埠頭を発する船を利

赤名へ。第四は浜田へ向けて。松江から同じく船で庄原(斐川町荘原)へ、そのあと山陰道。もちろ り航路を利用して敦賀・舞鶴で下船。第三は松江から広島への場合、船で宍道へ。そのあと三刀屋 用、米子で人力車に乗りかえ。第二は大阪、東京方面の旅に、松江から境港まで船、境港からは西廻

ん人力車利用です。

よって鮮やかに再生しています。地の利に恵まれたことも見落せません。 きました。宍道の場合も他地方と似た道をたどりますが、かなり早い時期に工場設立ないしは誘致に は相当にぎわったことでしょう。帆船と汽船の併用時代を経て近世型交通は次第にその影をひそめて この事例は鉄道敷設までの大方の道程と察しられます。陸路よりも低賃銭であったという海上機関

正明 来町史 歴史の道再発見 の構成 幡家文書 町村絵図 国国令 島根縣史 掛町版・若狭街道熊川宿 成とその変容過程に関する研究 村村有高輪切帳 中国五県土地租税資料文庫 海運資料 近世在郷町 朝日新聞 一雲州宍道町の場合 尼子氏研究会版·長行曆録 石川県富来町版· 島根県史料 柚木学・山陰史談関係分 庄司家文書 宍道町有文書 新修島根県史 7の研究 岩波講座日本通史中世近世 旅をする市長 **廣島大学附属図書館所蔵・宍道の中世城館について** 田中喜男・矢掛町伝建調査報告書 雲陽誌 個人所蔵・小豆沢家文書 宍道町歴史史料集中世編
 松江市誌 宍道町誌 福井県上中町版 (完道町地銭御検地帳 伊藤好 東海道五十三次 竹永三男 和田嘉宥・石見粗陶器史考 高見謙次郎蔵・十七世紀末における在方町 一・出雲地方における城下町及び町場の形 山陰歴史研究会・天狗争乱 宍道町ふるさと文庫 八東郡誌 岩波書店・国史大辞典 ・小浜の町並み (順不同 以上県立図書館蔵・ 島根県歴史附録 明治大学刑事博物館所蔵 完道村御検地帳 井上寛司編 (矢掛宿 以上宍道町蔵・木 福井県小浜市版 平 ·田正典 風間 意宇郡宍道 松江藩出雲 吉川弘文館 石川 岡 意宇郡各 山 近世 完画 山根 県富



附り

宍道町近世史資料

仕立 (タテ約三八五 四ヨコ約二五〇 四)

廣島大学附属図書館所蔵による

入拾三間半

裏口五間 表口五間半

此歩八拾九歩

十左衛門

入拾七間

表口弐間四尺

此歩四拾三歩

五右衛門

入拾七間

表口弐間半

裏口弐間壱尺

此歩四拾歩

七左衛門

入拾七間

一裏口拾三間

此歩弐百弐拾五歩

十左衛門

表口拾三間半

入拾七間

森小路表裏口共幅壱間入拾七間ノ所引

表口三間弐尺

裏口三間壱尺

入拾四間半

柳 庵

此歩四拾七歩

意宇郡完道町地銭御検地帳

元録十二年己卯三月

表口拾三間五尺

裏口拾三間四尺 此歩百八拾六歩

五右衛門

71

一裏口三間を尺 一裏口三間を尺 入拾七間 表口三間 人拾七間 表口三間 表口三間 人拾七間 人拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間 大拾七間	此	有 方 大 方 方 方 有 衛 衛 月 門 門	一裏口弐間 五尺 一裏口弐間 五尺 一裏口弐間 五尺 入拾七間 四尺 入拾七間 四尺 尺 表 口 弐間 四尺 尺 表 口 弐間 四尺 尺 表 口 弐間 四尺 尺 五	此 此 此 步 五 五 拾 空 內 十 內 十 內 十 內 十 內 十 中 中 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 少 シ 少 シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ </th
一裏口弐間五尺	此步五拾壱歩	市郎左衛門	表口三間	
一裏口弐間五尺	此歩五拾壱歩	市郎左衛門	表口三間	
入拾七間			一裏口弐間壱尺	此歩四拾四
表口三間壱尺			入拾七間	
一裏口三間	此歩五拾弐歩	太兵衛	表口弐間五尺	
入拾七間			一裏口弐間五尺	此歩四拾八
表口三間			入拾七間	
一裏口三間	此歩五拾壱歩	五右衛門	表口三間	
入拾七間			一裏口三間	此歩五拾壱
表口三間壱尺			入拾七間	
一裏口三間弐尺	此歩五拾五歩	作右衛門	表口弐間五尺	
入拾七間			一裏口三間弐尺	此歩五拾弐
表口三間			入拾七間	
一裏口三間	此歩五拾壱歩	十左衛門	表口三間四尺	
入拾七間			一裏口弐間四尺	此歩五拾四
表口弐間五尺			入拾七間	
	ときに行にき	雪二二百百	長丁三引	
一裏口三間四尺	止步王指王步	喜才衛門	妻し三龍	

一裏口九間四尺	表口九間半	入拾七間	一裏口拾壱間壱尺	表口拾壱間四尺	入拾七間	一裏口八間弐尺	表口七間半	入拾七間	一裏口弐間壱尺	表口弐間四尺	入拾七間	一裏口七間	表口六間	小橋上小路表裏口#	入拾七間	一裏口弐間弐尺
此歩百六拾三歩			此歩百九拾四歩			此歩百三拾五歩			此歩四拾壱歩			此歩百拾壱歩		小橋上小路表裏口共幅壱間入拾七間ノ所引		此歩四拾五歩
喜三郎			三七			五右衛門			五右衛門			市良右衛門		所引		六右衛門
入拾七間	一裏口≲間≲尺	表口弐間半	入拾七間	一裏口弐間壱尺	表口弐間半	入拾七間	一裏口拾九間弐尺	表口拾九間半	入拾七間	一裏口弐間半	表口弐間四尺	御礼場表裏口共四5	入拾七間	裏口七間	表口五間壱尺	入拾七間
	此歩四拾壱歩			此歩四拾歩			此歩三百三拾歩			此歩四拾四歩		御礼場表裏口共四間三尺入弐間ノ所引		此歩百三歩		
	六兵衛			五兵衛			与三郎			兵右衛門				七三郎		

表口四間	入拾七間	一裏口拾四間	表口拾弐間四尺	入拾五間	一裏口三間弐尺	表口三間五尺	入拾五間	一裏口四間	表口三間半	入拾四間半	一裏口四間	表口四間	寺馬場表裏口共幅市	入拾七間	一裏口弐間半	表口弐間半
		此歩弐百弐拾七歩			此歩五拾四歩			此歩五拾六歩			此步五拾八歩		寺馬場表裏ロ共幅壱間弐尺入拾七間ノ所引		此歩四拾三歩	
		与三郎			八平			平三郎			吉右衛門		所引		喜右衛門	
一裏口弐間四尺	表口弐間四尺	入拾三間	一裏口弐間四尺	表口弐間四尺	入拾三間	一裏口弐間五尺	表口三間壱尺	入拾弐間	一裏口五間	表口五間	入拾壱間	一裏口三間半	表口三間四尺	北小路幅表口壱間	入拾壱間	一裏口三間半
此歩三拾五歩			此歩三拾五歩			此歩三拾九歩			此歩六拾歩			此歩三拾九歩		北小路幅表口壱間弐尺裏口壱間入拾壱間ノ所引		此歩四拾壱歩
久助			五郎右衛門			太郎左衛門			兵右衛門			次兵衛		間ノ所引		与兵衛

表口弐間壱尺	入拾三間	一裏口弐間五尺	表口三間弐尺	入拾弐間五尺	一裏口弐間五尺	表口三間	入拾三間	一裏口弐間五尺	表口三間	入拾五間	一裏口六間	表口六間四尺	入拾四間	一裏口五間壱尺	表口五間弐尺	入拾三間
		此歩四拾歩			此歩三拾七歩			此歩三拾八歩			此歩九拾五歩			此歩七拾弐歩		
		庄八			作左衛門			太郎右衛門			与兵衛			七左衛門		
表口拾弐間	小道表裏口共幅日	入拾四間半	一裏口五間壱尺	表口五間弐尺	入拾五間壱尺	一裏口七間	表口八間弐尺	入拾三間	一裏口三間半	表口三間半	入拾三間	一裏口四間五尺	表口四間四尺	小道表裏口共五5	入拾三間	一裏口弐間
	小道表裏ロ共幅四尺入拾四間半ノ所引		此歩七拾六歩			此歩百拾六歩			此歩四拾六歩			此歩六拾弐歩		小道表裏ロ共五尺ニ拾三間ノ所引		此歩弐拾七歩
	ケー		彦右衛門			七三郎			源左衛門			庄左衛門				太兵衛

悪水貫表裏口共計	小橋小路表裏口#	入拾五間半	一裏口弐間四尺	表口弐間四尺	入拾五間半	一裏口三間壱尺	表口三間壱尺	入拾五間半	一裏口三間弐尺	表口三間四尺	入拾五間半	一裏口三間	表口三間壱尺	入拾五間半	一裏口拾壱間四尺
			此歩四拾壱歩			此歩四拾九歩			此歩五拾四歩			此歩四拾八歩			八 此歩百八拾三歩
亨			五			久			甚左			善			=
			衛門			助			衛門			七			七
表口三間壱尺	入拾弐間	一裏口弐間半	表口弐間五尺	入拾弐間	一裏口三間壱尺	表口弐間五尺	北小路表裏口共幅	入拾三間	一裏口五間半	表口五間壱尺	入拾弐間	一裏口七間四尺	表口七間半	入拾三間	一裏口二間四尺
		此歩三拾弐歩			此歩三拾六歩				此歩六拾九歩			此歩九拾壱歩			此歩三拾九歩
		九左衛門			五右衛門				八郎兵衛			十右衛門			弥右衛門
	表	表 表 表 表 表 是 司 人 会 、 司 人 会 、 の 、 の の の の の の の の の の の の の	入拾六間/所引 入拾弐間 入拾弐間 一裏口弐間半 此歩三拾弐歩	入拾六間/所引	入拾六間ノ所引	入拾六間ノ所引 天台弐間 入拾弐間 大拾弐間 入拾弐間 人拾弐間 入拾弐間 此歩三拾弐歩 大拾弐間 大拾弐間	拾九歩 久助 表口弐間五尺 拾壱歩 五右衛門 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 以歩三拾弐歩	A. 台內 大台灣 大台灣 大台灣 大台灣 <t< td=""><td>入拾六間ノ所引 大拾三間壱尺 此歩三拾六歩 入拾六間ノ所引 大拾三間を尺 此歩三拾六歩 入拾六間ノ所引 大拾弐間 人拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間</td><td>拾四歩 甚左衛門 一裏口五間半 此歩六拾九歩 拾九歩 久助 表口弐間五尺 一裏口三間壱尺 此歩三拾六歩 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 入拾弐間 入拾弐間 入拾弐間</td><td>拾四歩 甚左衛門 表口五間や尺 十裏口五間半 此歩六拾九歩 九拾三間 北小路表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 北小路表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 入拾弐間 大拾弐間 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 表口弐間五尺 大拾弐間 表口弐間五尺</td><td>A 基 人給 持四歩 基 工 大<!--</td--><td>拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 一裏口五間半 此歩六拾九歩 拾売歩 五右衛門 表口弐間五尺 此歩三拾六歩 入拾弐間 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 表口弐間五尺 上歩三拾弐歩 入拾弐間 上歩三拾弐歩</td><td>拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 此歩六拾九歩 拾九歩 久 助 表口五間ぞ尺 此歩六拾九歩 十来の表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 入拾弐間 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 入拾弐間 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 上歩三拾弐歩</td><td> </td></td></t<>	入拾六間ノ所引 大拾三間壱尺 此歩三拾六歩 入拾六間ノ所引 大拾三間を尺 此歩三拾六歩 入拾六間ノ所引 大拾弐間 人拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾六間ノ所引 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間	拾四歩 甚左衛門 一裏口五間半 此歩六拾九歩 拾九歩 久助 表口弐間五尺 一裏口三間壱尺 此歩三拾六歩 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 入拾弐間 入拾弐間 入拾弐間	拾四歩 甚左衛門 表口五間や尺 十裏口五間半 此歩六拾九歩 九拾三間 北小路表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 北小路表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 入拾弐間 大拾弐間 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 表口弐間五尺 大拾弐間 表口弐間五尺	A 基 人給 持四歩 基 工 大 </td <td>拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 一裏口五間半 此歩六拾九歩 拾売歩 五右衛門 表口弐間五尺 此歩三拾六歩 入拾弐間 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 表口弐間五尺 上歩三拾弐歩 入拾弐間 上歩三拾弐歩</td> <td>拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 此歩六拾九歩 拾九歩 久 助 表口五間ぞ尺 此歩六拾九歩 十来の表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 入拾弐間 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 入拾弐間 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 上歩三拾弐歩</td> <td> </td>	拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 一裏口五間半 此歩六拾九歩 拾売歩 五右衛門 表口弐間五尺 此歩三拾六歩 入拾弐間 一裏口弐間五尺 此歩三拾弐歩 入拾弐間 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 表口弐間五尺 上歩三拾弐歩 入拾弐間 上歩三拾弐歩	拾八歩 善 七 一裏口七間四尺 此歩九拾壱歩 拾四歩 甚左衛門 一裏口五間壱尺 此歩六拾九歩 拾九歩 久 助 表口五間ぞ尺 此歩六拾九歩 十来の表裏口共幅壱間入拾三間ノ所引 入拾弐間 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 一裏口弐間五尺 入拾弐間 入拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 大拾弐間 入拾弐間 表口弐間五尺 一裏口弐間五尺 上歩三拾弐歩	

入拾壱間	一裏口弐間五尺 此歩三拾壱歩	表口弐間五尺	入拾壱間	一裏口弐間五尺 此歩三拾歩	表口弐間四尺	小路表裏口共幅五尺入拾壱間ノ所引	入拾壱間	一裏口三間半 此歩四拾壱歩	表口四間	入拾壱間	一裏口三間壱尺 此歩三拾七歩	表口三間半	入拾弐間	一裏口三間半 此歩四拾壱歩 :	表口三間弐尺	入拾弐間
	清三郎			弥左衛門				次郎兵衛			八三郎			佐兵衛		
一裏口五間弐尺	表口五間	入拾壱間	一裏口拾壱間半	表口拾弐間壱尺	入拾壱間	一裏口四間壱尺	表口四間弐尺	入拾壱間	一裏口三間半	表口三間四尺	入拾壱間	一裏口三間壱尺	表口三間半	入拾壱間	一裏口三間半	表口三間四尺
此歩五拾七歩			此歩百三拾歩	尺		此歩四拾七歩			此歩三拾九歩			此歩三拾七歩			此歩三拾九歩	
五右衛門			十左衛門			長右衛門			三郎右衛門			十左衛門			助三郎	

入合六間 出場	表裏口共弐拾四間弐尺	入弐拾五間四尺	表裏口共拾七間四尺	外	但百	此地銭面判銀百拾七匁六分弐厘	地线	残歩数四千五百弐拾四歩	メ壱反四畝歩 地銭御	上畑三畝歩	上畑六畝歩	上畑五畝歩	内	此上畑壱町六反四畝弐拾四歩	歩数〆四千九百四拾四歩	入拾壱間
此步三百八拾九歩 同 人			七歩四百도合戈歩 (五)百万月		但百歩付弐匁六歩	美 厘	地銭屋敷家数七拾壱軒		地銭御免屋敷四軒	町下役人	年寄二人	目代		9		
		文政十三寅二月	地方相改讀合相遠無之者也	遂伺候上帳面認直被仰付候ニ付而	年久鋪相成虫入文字不分明二付	右意宇郡完道町地銭御検地帳						元録十二己卯三月	以上		一面判銀九拾九匁五分三厘	二口歩数メ八百四拾壱歩
	児玉平九郎	安田重右衛門	也	候二付而	明二付	地帳	宮川勘左衛門	横山治大夫	坂井与次兵衛	竹内久右衛門	小倉半兵衛	宮川伴弥		但百歩二付弐匁弐歩		
	判	判					印判	印判	衛印判	印判	印判	印判		双弐歩	山手役	地銭御免屋鋪

入拾六間

をもっているようでした。田舎はとかく武骨で実用ひとすじの傾向。そんな町場にこんどはふみこむ うことでした。町場には近いが半田舎で風当りの強い所です。あえてそのまま造ってもらいました。 考えてみれば町場の大工さん、わたしは在方の育ちでした。やっぱり町の人ははいからで粋な心性 家作事の折、大工さんに戸口のガラス戸をたのみました。設計案をみて、これは骨太にすぎるとい

浮かびあがります。わたしにとっては一つのおどろきでした。それをできるだけ資料そのものによっ した。農村像にあわせ近世都市「宿場」像、それも旅篭の町というよりは交通運輸の支えた都市像が て共に解ってもらえたらというのが小冊子の目あてです。 すきな *宍道* について近世関係資料を集めていたら、ついでに「宍道断層」まで姿をみせてきま

さらに視野をひろげて在郷町のさまざまな事例をみれば、住民の対応自体の中に『あすの宍道町像 景にある経済的な状況 さらに〇近世のもつ今日とのつながり について課題をのこすことになりま を見とおすことができるかも知れません。 した。宍道の実像は、当地域より外からの眼がよくとらえているという思いもいくつか味わいました。 ほとんど先学にたより表面をなでた形ですが、○時代のうねりと住民の対応や ○住民の動きの背

っかくのご指導を誤って受けとっている点も少なくないと思います。お礼をのべあわせておわびを申 この記述にあたり 伊藤好一さんをはじめ先達の諸氏や住民のみなさんにお世話になりました。せ

表紙によせて

します。

例などを参考にしながら考えると、明治一〇年前後の作製と考えていかがでしょうか。村繪圖の凡例 については記載がありませんので推定の域をでませんが、現在の番地と共通の点があり、松江市の事 をみると江戸時代の約束を踏襲しています。本文二ページの一里塚近辺の図はこれに続くものでした。 これは 「出雲国意宇郡宍道町村繪圖」の一部です。北津・中津・原の区域をとりあげました。年号

小川にかかる木橋、北・中津部分と原の部分との道幅のちがい、中津往還道の湾曲等々現代図とは***** (繪圖寸法 たて一七七㎝ よこ一七二㎝)

少々異なりますが、行きとどいた繪圖です。下方の青は宍道湖、図面折りたたみの線がのこり分明で ない部分も出ました。土地利用の状況により彩色別けがしてあり、貴重な史料です。他町村も同じこ

ろ作製提出している(行政の指示)ものと思います。

80

石ti 富紫 寅占

芳も

九四七年~一九八七年 九二六年 島根県宍道町西来待に生まれる

九八三年~ 九九〇年~ 完道古文書に親しむ會に所属 宍道町文化財調査委員 九五六年~

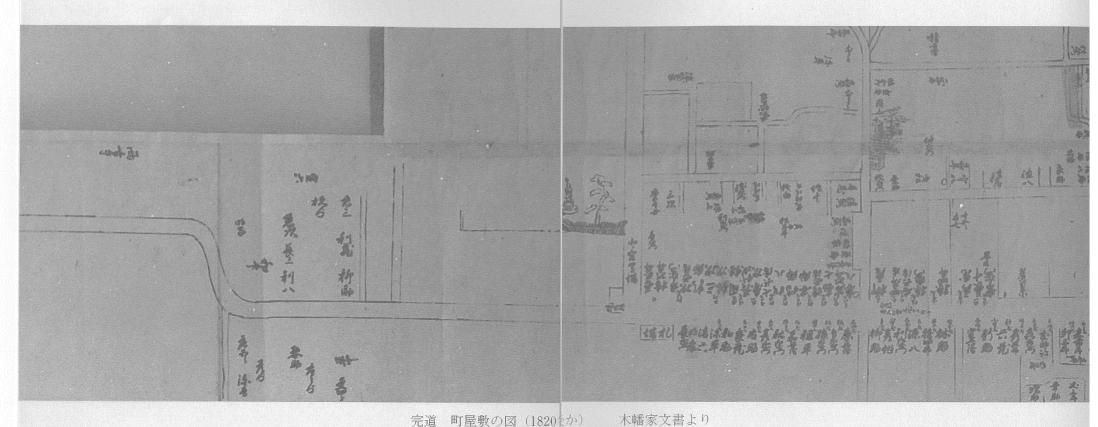
宍道町宍道に住む

県内義務教育学校に勤務

発 印 著 宍道町ふるさと文庫7 行 刷 者 宍道の町並みスケッチ 一九九六年十一月一日第二刷 一九九五年三月三十一日第一刷発行 宍道町教育委員会 石 柏木印刷有限会社 八東郡宍道町大字昭和一番地 富 寅 芳

松江市国屋町四五二一二





完道 町屋敷の図 (1820ミか)

宍道町教育委員会